

運送社長支援くん・ドライバーバンク利用契約書

株式会社運送社長支援（以下「甲」という。）と、（以下「乙」という）
は、両当事者間で、甲が運営管理をする人材支援マッチングプラットフォーム〔運送社長支援くん・ドライバーバンク〕（以下「本アプリ」という）の利用について合意したため、次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（目的）

本契約は、甲が乙に対し、月額制で本アプリの提供をするにあたり、甲乙それぞれが遵守すべき事項を明確化することを目的とする。

第2条（業務の範囲及び適用）

1. 本契約による甲の業務の範囲は、本アプリ内においてドライバー等の求職者の検索及びスカウト・企業間の協力体制構築・求人広告の掲載を行い、乙に提供すること。
2. 本契約は、本アプリの利用に関し、甲と乙の権利関係を定めるもので、本アプリの利用について適用される。
3. 本アプリの利用につき発生するシステム障害等以外の問題の解決は、甲乙相互が協力し、必要に応じ協議のうえ行うものとする。

第3条（利用登録）

乙は、本契約及び個別の規約の内容に同意した上で、本アプリの登録画面から登録を申請するものとする。但し、甲が乙に対して、以下に記載する事由があると判断した場合、利用登録の申請を承認しないことがあり、この場合であってもその理由は開示しないものとする。

- ① 登録希望者が所定のフォームに必要な事項を入力せず、又は事実と異なる事項を入力した場合
- ② 過去に違反したことがある者からの利用登録申請である場合
- ③ その他、当社が利用登録を相当でないと判断した場合

第4条（利用料金及び支払方法）

1. 乙は、本アプリの通常の利用料金として月額税抜価格5万円を甲の指定する方法によ

り支払うものとする。但し、初回の契約に限り、契約時期によって以下の金額とする。

- ① 令和6年4月から令和7年9月末迄の契約については、月額税抜価格1万円とし、永年に渡り価格変動はないものとする。
- ② 令和7年10月から令和8年3月末迄の契約については、月額税抜価格3万円とし、永年に渡り価格変動はないものとする。

- 2. 本サービスの利用開始月については、日割り計算により利用料金を算出するものとし、利用終了月については、月の途中で利用を終了した場合で合っても、月額料金全額の利用料金が発生するものとする。
- 3. 乙が本アプリの利用料金の支払いを怠った場合、年14.6%の遅延損害金を支払うものとする。

第5条（禁止事項）

乙は本アプリの利用にあたり、以下の行為をしてはならない。

- ① 法令に反する行為
- ② 犯罪を助長、協力、誘発するなどの行為
- ③ 公序良俗に反する行為
- ④ 本アプリ又は甲の業務に関連する第三者のサーバー又若しくはネットワーク機能を破壊する行為
- ⑤ 甲の業務を妨害する行為
- ⑥ 不正アクセスを行い、又はこれを試みる行為
- ⑦ 不正な目的で本アプリを利用すること
- ⑧ 本アプリの他の利用者、その他第三者に対して、不利益、損害、不快感を与える行為
- ⑨ 他の利用者になりすます行為
- ⑩ 甲が許諾しない本アプリ上での宣伝、広告、勧誘又は営業行為
- 11 その他、甲が不適切と判断する行為

第6条（秘密情報の取扱い）

- 1. 甲および乙は、本契約によって知り得たお互いの情報につき、相手方の書面による同意がない限り第三者に開示してはならない。
- 2. 前項の規定にかかわらず、契約時に既に公開されている情報や独自に取得した情報については、この限りではない。
- 3. 本条の規定は、本契約終了後も効力を失わない。

第7条（譲渡の禁止）

甲および乙は、本契約上の地位、本契約にもとづく権利義務の全部または一部を、相手方の書面による事前の同意がない限り、第三者に譲渡、貸与もしくは担保の目的に供してはならない。

第8条（権利放棄）

1. 甲または乙の一方が、相手方の特定の契約違反を許容し、その違反により発生する損害賠償請求権等の放棄をしても、その後の違反に対する権利を放棄するものではないことを、甲乙双方は確認する。
2. 特定の条項の権利放棄を契約期限まで認める場合は、権利をもつ契約当事者が、書面にて放棄する旨を承諾しなければならない。

第9条（契約解除）

1. 甲及び乙は、相手方に次の各号のいずれか一つに該当する事由が生じたときは、相手方に通知することなく本契約を直ちに解除することができる。
 - ① 本契約または個別契約の条項に違反したとき
 - ② 差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、または会社更生手続及び民事再生手続の開始、破産もしくは競売を申し立てられ、または自ら会社更生手続、民事再生手続の開始もしくは破産申し立てをしたときまたは第三者からこれらの申立てがなされたとき
 - ③ 資本減少、営業の廃止もしくは変更、または解散の決議をしたとき
 - ④ 公租公課の滞納処分を受けたとき
 - ⑤ その他前各号に準ずる事実が発生したとき
2. 前項に基づき解除した一方当事者は、契約解除等により相手方に損害が発生したとしてもその責を負わないものとする。

第10条（不可抗力）

1. 本契約上の義務につき、以下に定める不可抗力に起因して遅滞もしくは不履行となったときは、甲乙双方本契約の違反とせず、その責を負わないものとする。
 - （1）自然災害
 - （2）伝染病
 - （3）戦争及び内乱
 - （4）革命及び国家の分裂
 - （5）暴動

- (6) 火災及び爆発
 - (7) 洪水
 - (8) ストライキ及び労働争議
 - (9) 政府機関による法改正で、本契約に重大な影響を与えると認められるもの
 - (10) その他前各号に準ずる非常事態
2. 前項の事態が発生したときは、被害に遭った当事者は、相手方に直ちに不可抗力の発生を伝え、予想される継続期間を通知しなければならない。
 3. 不可抗力が90日以上継続した場合は、甲および乙は、相手方に対する書面による通知にて本契約を解除することができる。

第11条(反社会的勢力の排除)

1. 甲及び乙は、次の各号に違反した場合、何らの催告を要せずに本契約を解除することができる。
 - ① 暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下「反社会的勢力」という)ではないこと
 - ② 役員(取締役、執行役、執行役員、監査役又はこれらに準ずる者)が反社会的勢力ではないこと
 - ③ 反社会的勢力と社会的に非難される関係を有していないこと
 - ④ 違法又は不当な要求をしないこと
 - ⑤ その他、業務内容が公序良俗に反すると認められる行為
2. 前項の解除は、解除した当事者による相手方に対する損害賠償を妨げない。但し、解除された者は、相手方に対し一切の請求を行わない。

第12条(契約期間)

1. 本契約の有効期間は、決済完了日又は契約締結日から1年間とする。但し、当事者いずれかからの1カ月前までの事前申し入れにより、本契約の解除ができるものとする。
2. 期間満了の1カ月前までに、甲乙の双方から何ら申し出のないときは、本契約は期間満了の翌日から自動的に満1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

第13条(協議)

本契約に定めのない事項、または本契約の条項の解釈に関して疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議のうえ、これを決定する。

第14条(合意管轄)

甲および乙は、本契約に関して紛争が生じた場合には、甲の住所地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

以上、本契約成立の証として、本書の電磁的記録を作成し、甲乙記名押印若しくは署名又は電子署名のうえ、各自保管する。。

令和 年 月 日

甲：神奈川県横浜市西区みなとみらい3丁目7-1

オーシャンゲートみなとみらい WeWork10F

株式会社運送社長支援

代表取締役社長 藤井 峻



乙：

⑨